富山市民病院告示第３号

富山市民病院建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱を次のように定める。

平成２７年７月８日

富山市病院事業管理者　泉　良平

富山市民病院建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、市民病院が建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務を行う場合において、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定める。

（競争入札参加者の資格）

第２条　競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱（平成２０年富山市告示第５８４号。以下「市要綱」という。）第５条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

（競争入札に参加することができない者）

第３条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1)　令第１６７条の４第１項に該当する者

(2)　富山市民病院競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者

(3)　税を滞納している者

(4)　市要綱第９条の規定により入札参加資格を抹消され、２年を経過しない者

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあっては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成２７年７月１０日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、市要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。